

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第42条第2項
許認可等の種類	職業訓練法人の残余財産帰属の認可
法令の定め	職業能力開発促進法 第42条第2項
審査基準	「未設定」ハ 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難。
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)